

告示

埼玉県教委告示第六号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十年埼玉県教委告示第十三号（埼玉県教科用図書採択地区の設定の一部を改正する告示）は、平成三十一年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十一年二月二十二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

名称	地域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市
第四採択地区	蕨市、戸田市
第五採択地区	朝霞市、和光市
第六採択地区	志木市、新座市
第七採択地区	鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町
第八採択地区	上尾市
第九採択地区	川越市
第十採択地区	富士見市、ふじみ野市、三芳町
第十一採択地区	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
第十二採択地区	所沢市
第十三採択地区	飯能市、狭山市、入間市、日高市
第十四採択地区	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村

第二十五採択地区	八潮市、三郷市、吉川市
第二十四採択地区	越谷市
第二十三採択地区	蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町
第二十二採択地区	久喜市
第二十一採択地区	春日部市、杉戸町、松伏町
第二十採択地区	羽生市、加須市
第十九採択地区	行田市
第十八採択地区	深谷市、寄居町
第十七採択地区	熊谷市
第十六採択地区	本庄市、美里町、神川町、上里町
第十五採択地区	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町